

令和 7 年度岩手県准看護師試験要綱

保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 18 条の規定により、令和 7 年度岩手県准看護師試験を次のとおり実施する。

1 試験日時

令和 8 年 2 月 10 日（火）午後 1 時 30 分から午後 4 時まで

2 試験場所

サンセール盛岡 盛岡市志家町 1-10

3 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 文部科学大臣の指定した学校において 2 年の看護に関する学科を修めた者
（令和 8 年 3 月 31 日までに修業する見込みの者を含む。）
- (2) 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者
（令和 8 年 3 月 31 日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学大臣の指定した大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者
（令和 8 年 3 月 31 日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (4) 文部科学大臣の指定した学校において 3 年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者
（令和 8 年 3 月 31 日までに修業する見込みの者を含む。）
- (5) 都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者
（令和 8 年 3 月 31 日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (6) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (7) 外国の看護師学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、前記(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当と認めたもの

4 受験者の取扱い

受験者は原則として、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 岩手県内の養成所等を修業（卒業）し、若しくは在籍している者
- (2) 岩手県外の養成所等を修業（卒業）し、若しくは在籍している者で、岩手県内に住所がある者
- (3) 岩手県内で准看護師として就業することが内定している者

5 試験科目及び問題数

人体の仕組みと働き（9問）	栄養（3問）	薬理（4問）
疾病の成り立ち（8問）	保健医療福祉の仕組み（2問）	看護と法律（2問）
基礎看護（48問）	成人看護（36問）	老年看護（14問）
母子看護（12問）	精神看護（12問）	計（150問）

6 試験方法

筆記試験（マークシート方式）で、出題形式は客観式（四肢択一）とする。

7 受験願書の請求

- (1) 受験願書は、あらかじめ電話で岩手県保健福祉部医療政策室医務担当まで申込みのうえ、直接来室するか、又は、郵送で請求すること。郵送で請求する場合は、令和7年11月14日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

なお、試験会場の収容人員に達した時点で、請求の受付を終了する。

- (2) 個人で請求する場合は1人1部とする。

養成所等の学校単位で請求する場合は受験予定者に必要な部数とし、受験予定者全員の氏名を明記した請求書（任意様式）を提出すること。

- (3) 受験願書用紙を郵送で請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書請求」と朱書きして、返信用封筒を同封のうえ、請求すること。

返信用封筒は角2サイズ（A4判が折らずに入るもの）とし、封筒の表に返信先の郵便番号、住所及び氏名を記入し、180円分の切手を貼付すること。返信用封筒は折り曲げて差し支えない。養成所等の学校単位で請求する場合は、部数に対応する切手を貼付すること。（1部50g程度）

8 受験手続

- (1) 提出書類等

ア 「受験願書」（所定の用紙）

イ 「受験資格証明書」（任意の用紙）

（ア） 3に記載の受験資格（1）から（5）までに該当する者は、修業（卒業）証明書

なお、令和8年3月に修業（卒業）見込みの者は、修業（卒業）見込証明書とするが、この場合、12に記載のとおり令和8年3月6日（金）〈必着〉までに修業（卒業）証明書を提出すること。

〔受験者が修業（卒業）した（する）学校若しくは養成所の長の証明するもの〕

（イ） 3に記載の受験資格（6）又は（7）に該当する者は、当該事実を証する書類の写し（（6）の場合は、原本を提示すること。）

ウ 受験手数料

（ア） 6,900円（岩手県手数料条例（平成12年3月28日条例第16号）第2条）

（イ） 岩手県収入証紙を受験願書に貼り付けること。なお、証紙は消印しないこと。

（ウ） 受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

エ 写真

出願前6ヶ月以内に上半身正面脱帽で撮影した「縦6cm、横4cm」の写真を受験願書に貼り付けること。

なお、写真については、卒業、又は在籍している学校若しくは養成所において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

オ その他添付資料

次に該当する方は、上記提出書類に加え、以下の書類を添付してください。

(ア) 4(2)に該当する者は、岩手県内に住所があることがわかるもの

(イ) 4(3)に該当する者は、就業予定の施設が発行した内定通知書(任意様式)

(2) 受付期間

ア 令和7年11月21日(金)から令和7年11月28日(金)まで

イ 持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで受け付ける。

ウ 郵送の場合は、令和7年11月28日(金)の消印のあるものまでを有効とする。

(3) 提出方法

ア 原則として、学校若しくは養成所単位で、全受験者分を取りまとめて提出すること。

イ 郵送の場合は、書留(簡易書留)扱いとすること。

ウ 封筒の表に「准看護師試験願書」と朱書きすること。

9 受験願書請求・提出先

〒020-8570(県庁専用)

岩手県盛岡市内丸10番1号(郵便番号を記入した場合は、住所記入省略可)

岩手県保健福祉部医療政策室医務担当

10 受験票の交付

(1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

(2) 受験票は、原則として各学校若しくは養成所にまとめて送付する。

11 合格発表

合格者の受験番号を、令和8年3月11日(水)午後1時に県庁前の掲示板に掲示する。

なお、後刻、岩手県公式ホームページ(<https://www.pref.iwate.jp/>)にも掲載する。

12 合格証書の交付

合格者には、原則として各学校若しくは養成所を通じて合格証書を交付する。

なお、3に記載の受験資格(1)から(5)までに該当する者で、修業(卒業)見込証明書で受験した者については、修業(卒業)証明書の提出があった場合のみ、合格証書を交付するものとし、令和8年3月6日(金)<必着>までに修業(卒業)証明書の提出がない場合は、当該受験は無効とする。

13 正答の公表

令和8年3月11日（水）午後、岩手県公式ホームページ（<https://www.pref.iwate.jp/>）に掲載する。

14 試験結果の提供

試験結果については、口頭で提供を求めることができる。

試験結果の提供を求める場合には、受験票または受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証、学生証、旅券等の本人の顔写真が貼付されたもの）を持参のうえ、受験者本人が直接行うこと。

（受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）

提供を求めることができる者	提供内容	受付期間	提供場所
受験者	総得点	合格発表の日から1ヶ月間	行政情報センター（県庁1階）

15 その他

- （1）受験に必要な事項及び携行品等については、受験票及び受験上の注意事項により通知する。
- （2）受験票が令和8年1月末日までに送付されない場合は、下記まで問い合わせること。
- （3）視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障がいをもつ者で受験を希望する者は、令和7年11月14日（金）までに下記まで申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障がいの状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。
- （4）受験手続その他不明な点については、下記まで問い合わせること。

【試験に関する問い合わせ先】

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号
岩手県保健福祉部医療政策室医務担当
電話 019-629-5407